

平成 23 年度

指定管理者等監査報告書

豊前市まちなか交流センター

豊前市語らいの館

豊前市観光情報センター

豊前市道の駅「豊前おこしかけ」

豊前市畑冷泉観光施設

豊前市監査委員

第1 監査の概要

1. 監査の対象

	公の施設	指定管理者	所管課
	豊前市まちなか交流センター	東八地区活性化推進協議会	まちづくり課
	豊前市語らいの館	(有) 四季の会	まちづくり課
	豊前市観光情報センター	(有) 四季の会	まちづくり課
	豊前市道の駅 「豊前おこしかけ」	(株) ぶぜん街づくり会社	まちづくり課
	豊前市畑冷泉観光施設	畑活性化協議会	まちづくり課

2. 監査の範囲

平成20年度 ~ 平成22年度 委託管理運営事務

3. 監査の期間

平成23年9月5日 ~ 平成23年12月16日

4. 監査の方法

まちづくり課から提出された指定管理に関する協定書等書類に基づいて、関係職員から実情を聴取し、施設管理業務の執行が条例及び協定書等の定めるところに基づいて適正に執行されているかを主眼として、所管課の監査を実施した。また、各指定管理者から提出された過去3年間(平成20年度~平成22年度)の総会資料及び組合理約、諸規程等の整備、事業実績報告書について関係職員から実情を聴取し、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

第2 監査の結果

各指定管理者による公の施設管理に係る事務の執行及び業務管理運営状況及び所管課の指導状況等についての監査結果は、関係書類の確認及び関係職員からの説明聴取等により監査したところ、おおむね適正に管理運営及び執行されているものと認められたが、下記の指摘事項及び検討・改善等を要する事項が見受けられた。今後指定管理期間の更新を迎えるに当たり、基本協定書及び仕様書の各項目については十分に精査検討をし、また、条例・規則・要綱等の見直しが必要な場合は適切に対応されたい。

記

まちづくり課（所管課）について

1. 施設の管理全般について

各指定管理施設の業務仕様書では、施設ごとに管理責任者や防火管理者を配置し、その者の氏名を市に報告することとなっている。また、緊急事態策、防犯・防災対策についてマニュアルを作成し、職員に指導を行い、事故発生時は、直ちに豊前市に報告することとなっているが、緊急時の連絡網は作成されてなく、また具体的なマニュアルの整備もされていない施設が散見された。各施設は、年間多くの人利用されるので早急な計画策定を実施し、避難・救出その他必要な訓練を定期的実施されるよう指導されたい。

また、毎年市内で、防犯・防災関係の講習会等が開催されているが、指定管理者にも積極的に参加を呼びかけるよう要望する。

2. モニタリングについて

社会の価値観やニーズが刻々と変わっていく中で、公の施設として地域における適切な在り方や方向性、具体的な事業目標等を検討していく必要がある。各施設の指定管理者の中には、独自でアンケート調査を行い運営業務の改善を行っている。市としても事業計画書や協定書に基づき、施設の目的・役割が達成されているか、またその有効性や効率性を判断するために、情報を収集し測定することが必要である。

市と管理者共同で利用者のアンケート調査や意見箱の設置等を行い、利用者の要望や指定管理者の提供するサービスの測定または評価し、その結果を指定管理者にフィードバックして、今後の施設のサービスの向上又は充実のために努力されるよう要望する。

3. 協定書及び仕様書に基づく指定管理者への指導監督について

豊前市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第10条では、「市長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。」となっている。まちづくり課による指定管理者に対する指導監督と業務内容の把握は、不十分であると考えるので、今後は条例及び協定書に則って適正かつ効果的に業務が履行されているか十分に把握し、指導監督するよう要望する。

また、業務実態状況、施設の管理状況、経費の収支状況等の確認を的確に行い、監督所管課として責任ある管理と指導を行うとともに、今後は指定管理者との連携を密にして、サービスの向上に努められたい。

4. 観光情報の発信強化について

豊前市観光情報センターを中心に、道の駅「豊前おこしかけ」や求菩提温泉「ト仙の郷」を結び、情報の収集発信拠点として相互のネットワークを充実させるよう努められたい。また豊前市観光情報センター及び各施設において収集した情報の一元化と蓄積により、データの再活用を行い、豊前市ホームページで、季節ごとの旬な情報やイベント開催案内など、タイムリーな情報発信を行うように要望する。

尚、今後東九州自動車道の開通や宇島駅周辺を中心としたまちづくり(コンパクトシティ)に伴い、多くの人が集まることが予測されるが、豊前市をアピールし、各施設と連携し一元化された新たな観光情報施設の検討を要望する。

指定管理者

東八地区活性化推進協議会

1. 施設の概要

名 称	豊前市まちなか交流センター
所 在 地	豊前市大字八屋2581番地1
施設内容	展示場、公衆トイレ、多目的広場、イベント広場
開設期間	1月4日～12月29日

2. 設置目的

地域住民の交流及び地域情報の発信の広場を提供することにより、中心市街地の活性化及び商業の振興を図るため

3. 所管部署

豊前市役所 まちづくり課

4. 指定管理者の指定の事務手続

指定管理者の指定根拠法令等

地方自治法第244条の2第3項

豊前市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項

指定管理者候補者の選定及び決定

施設の設置目的、性格及び規模等から、特定の団体によって管理することが効率的で設置目的を効果的に達成できると判断し、公募によらず特定の団体を指定管理者として選定し、書類審査を行ったうえで指定管理者候補を決定している。

指定管理者の指定に係る市議会の議決日

平成23年3月22日

基本協定締結日

平成23年4月1日(3年間)

5. 指定管理者の主な業務範囲

主な業務範囲

- ・施設の利用の許可及び許可の取消し等に関すること。
- ・センターの施設及び附属設備の提供に関すること。
- ・商店街活性化のための情報提供に関すること。
- ・地域交流活動の促進に関すること。
- ・その他センターの設置目的を達成するため必要な事業に関すること。
- ・施設の維持管理に関すること。
- ・利用料金の収納に関すること。

管理及び収支状況

・指定管理料 0円

まちなか交流センター 決算収支状況

収 入	20 年度	21 年度	22 年度
繰越金	666,564	845,641	1,037,834
展示室使用料	90,200	75,200	72,700
多目的・和室使用料	394,900	353,700	370,500
多目的広場使用料	8,400	7,000	8,400
エアコン使用料	53,100	35,000	73,500
テント貸出料	0	7,000	0
市助成金	15,000	15,000	15,000
預金利息	914	286	247
計	1,229,078	1,338,827	1,578,181
支 出	20 年度	21 年度	22 年度
ガス使用料	24,915	24,670	24,826
火災保険料	62,880	62,880	62,100
エアコン電気料	97,752	93,313	97,913
電灯電気料	123,060	116,568	122,200
給湯器取替	73,000	0	0
消耗品費	0	3,562	1,698
監査お茶菓子	1,830	0	0
修繕費	0	0	7,875
計	383,437	300,993	316,612
収 支	845,641	1,037,834	1,261,569

6. 監査の結果

経理事務等について

豊前市まちなか交流センターの過去3年間の決算報告書では、併設する類似公民館の収入等を一括して報告しているため、指定管理施設の経理について透明性を高める観点から両施設を分けて作成することが望ましく検討を要望する。

指定管理者 (有) 四季の会

1. 施設の概要

名称	豊前市語らいの館
所在地	豊前市大字八屋1725番地1
施設内容	鉄骨造2階建・延べ床面積650.20㎡
開設期間	1月1日～12月31日(休館日 毎月第1及び第3火曜日)

2. 設置目的

住民の総合的なコミュニティの形成及び推進により民間活力による地域の活性化並びに住民福祉の向上及び健康の増進に資するため

3. 所管部署

豊前市役所 まちづくり課

4. 指定管理者の指定の事務手続

指定管理者の指定根拠法令等

地方自治法第244条の2第3項

豊前市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項

指定管理者候補者の選定及び決定

施設の設置目的、性格及び規模等から、特定の団体によって管理することが効率的で設置目的を効果的に達成できると判断し、公募によらず特定の団体を指定管理者として選定し、書類審査を行ったうえで指定管理者候補を決定している。

指定管理者の指定に係る市議会の議決日

平成22年3月19日

基本協定締結日

平成22年4月1日

5. 指定管理者の主な業務範囲

主な業務範囲

- ・施設等の利用の許可及び許可の取消し等関すること。
- ・入浴施設の利用並びに福祉の向上及び健康の増進に資すること。
- ・豊前市語らいの館の設置目的を達するために必要な事業を実施すること。
- ・施設の維持管理に関すること。
- ・利用料金の収納に関すること。
- ・施設の管理全般及び維持管理に関すること
- ・利用料金の収納に関すること

管理及び収支状況

- ・職員 職員 1 名及びアルバイト 1 1 名で管理運営
- ・指定管理料 0 円

語らいの館・観光情報センター損益計算書

借 方			
	20 年度	21 年度	22 年度
売上原価	4,874,085	4,571,071	3,709,633
販売費及び一般管理費	30,130,793	28,436,393	28,170,674
営業外費用	0	2,500	0
特別損失	0	0	0
総費用	35,004,878	33,009,964	31,880,307
法人税・住民税及び事業税	81,000	123,168	81,000
当年度純利益	708,892	479,872	124,437
合 計	35,794,770	33,613,004	31,836,870
貸 方			
	20 年度	21 年度	22 年度
売上高	34,506,812	32,535,120	30,533,419
営業外収益	1,287,958	1,072,643	1,303,451
特別利益	0	5,241	0
合 計	35,794,770	33,613,004	31,836,870

主な販売費及び一般管理費

	20 年度	21 年度	22 年度
販売員給与	10,407,842	10,231,571	10,061,964
燃料費	4,608,228	4,133,019	5,280,168
サービス費	839,941	649,255	673,880
役員給与	1,320,000	1,320,000	1,320,000
修繕費	657,645	1,204,544	634,336
水道光熱費	6,316,235	5,933,748	5,738,538
寄付金	500,000	700,000	30,000
管理諸費	1,064,721	1,144,721	1,070,911
備品・消耗品費	771,003	689,743	636,718
雑 費	1,093,171	759,506	965,767
その他	2,552,007	1,670,286	1,758,392
合 計	30,130,793	28,436,393	28,170,674

施設の利用状況

年度別天狗の湯入浴者集計表

	男子	女子	合計	1日当り平均入浴者	回数券・友の会	無料券・招待券	老人割引券利用者数
平成20年度	46,322	38,228	84,550	240.2	35,162	5,370	8,859
平成21年度	44,889	34,980	79,869	226.9	33,890	5,135	8,257
平成22年度	44,289	32,975	77,264	219.5	31,882	5,723	8,771

6. 監査の結果

施設の管理全般について

豊前市語らいの館指定管理者業務仕様書では、緊急事態策、防犯・防災対策についてマニュアルを作成し、職員等に指導を行い、事故発生時は、直ちに豊前市に報告することとなっているが、緊急時の連絡網は作成されてなく、また具体的なマニュアルの整備もされていない。語らいの館は、年間多くの人利用されるので早急な計画策定をされたい。また避難・救出その他必要な訓練も実施されておらず、利用者の安全確保のため定期的に実施されるよう努められたい。

施設の安全管理及び衛生管理については、福岡県公衆浴場法施行条例、福岡県食品衛生法施行条例及び消防法を遵守し、利用者の安心・安全に万全を期した施設管理にあたられるよう努められたい。また定期的な点検結果については、随時市に報告するよう改善されたい。

経理事務等について

豊前市語らいの館と豊前市観光情報センターは、条例上独立した施設で個別に豊前市と協定を結んでおり、事業報告等は施設ごとに行われるべきところであるが、両施設一体の報告となっているので、個別に報告をするように改められたい。

しかし、両施設は同一敷地内にあり、建物も一体化しており、管理運営の観点から今後協定書の締結のあり方について検討されるよう要望する。

また、協定書では管理業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとなっているが、管理者の会計年度は毎年7月1日から翌年6月30日までとなっており、事業報告等は管理者の事業年度で報告されている。協定書に基づく事業報告等に改められたい。

その他

施設の利用者の減少が予測されるので、施設利用者アンケート等のモニタリングを通して、利用者の意見・要望等を把握しこれからの改善策や管理業務に反映されるように努められたい。その結果についても市に報告するように努められたい。

指定管理者「四季の会」の定款上、監査役が置かれていない。公の施設の管理運営で、年間3,000万円を超える収支決算がある指定管理事業において、監査役の未設置につ

いて疑義が生じる。会社法上、任意性であるが、社会通念上設置が適切であると考えられるとともに、決算関係書類の適正性と社会的信頼性の観点から監査役の設置が望ましく検討されるよう要望する。

指定管理者 (有) 四季の会

1. 施設の概要

名 称	豊前市観光情報センター
所在地	豊前市大字八屋1725番地1
施設内容	鉄骨造2階建・延べ床面積138.51㎡
開設期間	1月1日～12月31日(休館日 毎月第1及び第3火曜日)

2. 設置目的

産業の活性化並びに地域及び観光の振興に資するため

3. 所管部署

豊前市役所 まちづくり課

4. 指定管理者の指定の事務手続

豊前市語らいの館の事務手続と同じ

5. 指定管理者の主な業務範囲

主な業務範囲

- ・観光・文化の情報発信及び振興に関すること。
- ・特産品等の展示販売に関すること。
- ・観光情報センターの目的を達成するために必要な事業を実施すること。

6. 監査の結果

観光情報センターとしての機能向上について

豊前市観光情報センターは、豊前市の広範に亘る各種情報発信を行う中心的な施設である。情報端末機は設置されているものの市のインターネットとの接続で、情報は市役所で更新することになっている。また、独自で各種情報を収集し発信する機能は備えていない。特産品等の展示会は、年数回開催されているものの、市の各種観光情報の拠点として機能、役割果たしているとは言い難く、都市間競争が続く中、他市に負けない情報発信拠点としての機能発揮に努力されるよう要望する。

指定管理者 (株) ぶぜん街づくり会社

1. 施設の概要

名称	豊前市道の駅「豊前おこしかけ」	
所在地	豊前市大字四郎丸1041番地1	
施設内容	大屋根付多目的広場 鉄筋コンクリート造等	1129.55 m ²
	ぶぜん農産物直売所 鉄骨造平屋建	330.76 m ²
	駐車場 アスファルト舗装(31台)	1394.17 m ²
開設期間	年中無休	

2. 設置目的

都市との交流を通して地域情報を発信するとともに、民間活力による地域の活性化を図るため

3. 所管部署

豊前市役所 まちづくり課

4. 指定管理者の指定の事務手続

指定管理者の指定根拠法令等

地方自治法第244条の2第3項

豊前市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項

指定管理者候補者の選定及び決定

施設の設置目的、性格及び規模等から、特定の団体によって管理することが効率的で設置目的を効果的に達成できると判断し、公募によらず特定の団体を指定管理者として選定し、書類審査を行ったうえで指定管理者候補を決定している。

指定管理者の指定に係る市議会の議決日

平成21年3月17日

基本協定締結日

平成21年4月1日

5. 指定管理者の主な業務範囲

主な業務範囲

- ・施設等の利用の許可及び許可の取り消し等に関する事。
- ・施設及び附属設備の提供に関する事。
- ・都市との交流及び地域情報の発信に関する事。
- ・民間活力による地域の活性化に関する事。
- ・その他の道の駅の設置目的を達成するため必要な事業に関する事。
- ・施設の維持管理に関する事
- ・利用料金の収納に関する事。

- ・道の駅の運営に関し市長が必要と認めること。
管理及び収支状況
- ・職員 職員4名、パート10名、アルバイト数名で管理運営
- ・指定管理料 0円

豊前おこしかけ損益計算書

借 方			
	20年度	21年度	22年度
売上原価	18,298,498	16,450,259	16,128,065
販売費及び一般管理費	79,145,619	81,946,495	83,753,083
営業外費用	127,932	27,166	0
総費用	97,572,049	98,423,920	99,881,148
法人税・住民税及び事業税	11,101,420	8,657,558	10,772,538
当年度純利益	17,675,012	15,218,323	17,123,702
合 計	126,348,481	122,299,801	127,777,388
貸 方			
	20年度	21年度	22年度
売上高	124,377,123	120,232,071	126,446,630
営業外収益	1,971,358	2,067,730	1,330,758
合 計	126,348,481	122,299,801	127,777,388

主な販売費及び一般管理費

	20年度	21年度	22年度
人件費	36,102,073	39,601,033	41,352,731
委託外中費	7,127,058	7,264,564	6,801,872
旅費交通費	820,093	918,263	621,877
通信費	2,146,039	2,419,020	2,210,462
減価償却費	10,263,891	9,307,832	7,798,115
修繕費	487,617	629,321	1,746,367
水道光熱費	4,838,456	4,501,863	4,831,494
消耗品費	4,157,417	4,465,105	4,608,958
運 賃	896,128	1,103,028	991,726
事務用品費	781,765	572,869	814,459
広告宣伝費	1,019,502	907,660	1,466,142
保守管理費	6,047,404	5,363,414	5,557,883
リース料	1,011,274	961,060	884,465
雑 費	1,019,047	1,074,746	1,427,008
その他	2,427,855	2,856,717	2,639,524
合 計	79,145,619	81,946,495	83,753,083

施設の利用状況

豊前おこしかけ営業報告

		20年度	21年度	22年度
売上合計	(単位：千円)	568,458	558,340	610,905
	レジ売上高	515,839	504,661	554,386
	対面販売	52,619	53,679	56,519
来客数	(単位：人)	425,430	406,564	429,738
来客1人当りレジ売上単価	(単位：円/人)	1,213	1,241	1,290

6. 監査の結果

施設の管理全般について

豊前市道の駅「豊前おこしかけ」指定管理者業務仕様書では、緊急事態策、防犯・防災対策についてマニュアルを作成し、職員に指導を行い、事故発生時は、直ちに豊前市に報告することとなっているが、具体的なマニュアルの整備がされていない。道の駅は、年間多くの人々が利用されるので早急に計画策定をされたい。また避難・救出その他必要な訓練は実施されているが、利用者の安全確保のため定期的に実施されるよう努められたい。

経理事務等について

平成12年3月4日「豊前おこしかけ」がオープンして、施設として10年以上が経過し、今後、大規模な修繕等の改修が必要と思われる。豊前市道の駅「豊前おこしかけ」施設の管理に関する協定書第8条では、「乙(ぶぜん街づくり会社)は、管理施設の改修、修繕等を行う場合は、事前に甲(豊前市)の承諾を受けなければならない。なお、それに要した経費、乙(ぶぜん街づくり会社)の負担とする。」となっている。

ぶぜん街づくり会社の過去3年間の決算報告書では、毎年かなりの純利益を計上しているが、修繕等の引当金が計上されていない。今後修繕費等の経費の増大が予測されるので、経理事務において修繕費の平準化をされるように努められたい。

その他

平成26年度東九州自動車道の開通に伴い、施設の利用者の減少が予測される。施設利用者アンケートはすでに実施されているが、更に詳細なるモニタリングを通して、利用者の意見・要望等を把握しこれからの改善策や管理業務に反映されるように努められたい。また、アンケート等のモニタリングを行うにあたっては、アンケート項目について事前に市と協議し、その結果についても市に報告するように努められたい。

また、道の駅は豊前市の中において最も人の交流の多い場所であり、地域の情報の発信を活発に行うように要望する。

指定管理者 畑活性化協議会

1. 施設の概要

名称	畑冷泉館
所在地	豊前市大字畑708番地2
施設内容	木造平屋建(一部補強CB造)・延べ床面積283.97㎡ 玄関・ホール・冷泉室・サウナ室・脱衣・化粧室・男子女子浴場 シャワー・洗い場・集会室・ボイラー室・喫煙コーナー・男子女子 子便所・事務所・ロッカールーム・売店等
開設期間	7月1日～9月30日
名称	冷泉茶屋
所在地	豊前市大字畑719番地1
施設内容	木造平屋建・延べ床面積90.26㎡ 厨房・ホール・座敷・便所等
開設期間	7月1日～9月30日 1月16日～6月30日及び10月1日～12月14日の 期間中の日曜日及び祝日

2. 設置目的

市民の健康、福祉の増進、観光の振興及び地域の活性化を図るため

3. 所管部署

豊前市役所 まちづくり課

4. 指定管理者の指定の事務手続

指定管理者の指定根拠法令等

地方自治法第244条の2第3項

豊前市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項

指定管理者候補者の選定及び決定

施設の設置目的、性格及び規模等から、特定の団体によって管理することが効率的で設置目的を効果的に達成できると判断し、公募によらず特定の団体を指定管理者として選定し、書類審査を行ったうえで指定管理者候補を決定している。

指定管理者の指定に係る市議会の議決日

平成21年3月17日

基本協定締結日

平成21年4月1日

5. 指定管理者の主な業務範囲

主な業務範囲

- ・施設等の利用の許可及び許可の取り消し等に関すること
- ・観光施設の施設及び附属設備の提供に関すること
- ・市民の健康及び福祉の増進に関すること
- ・観光の振興及び地域の活性化に関すること
- ・その他の観光施設の設置目的を達成するため必要な事業に関すること
- ・施設の維持管理に関すること
- ・利用料金の収納に関すること
- ・観光施設の運営に関し市長が必要と認めること

管理及び収支状況

- ・職員 アルバイト6名で管理運営
- ・指定管理料 0円

畑冷泉茶屋 決算収支状況

収 入	20 年度	21 年度	22 年度
繰越金	514,393	561,256	458,789
売 上	3,256,722	3,336,761	4,033,167
自動販売機手数料	246,383	221,182	231,712
その他	55,020	61,036	70,180
久未家賃	600,000	600,000	600,000
仮払金	0	20,000	30,000
借入金	0	750,000	350,000
冷泉館より返還金	0	0	200,000
JA より補助金	0	150,000	250,000
利息	805	172	429
計	4,673,323	5,700,407	6,224,277
支 出	20 年度	21 年度	22 年度
人件費	1,428,220	1,406,760	1,588,195
受託販売	741,830	1,023,480	979,170
仕 入	965,994	892,282	865,452
委託販売	17,000	190,249	396,913
消耗品	20,934	30,981	33,160
電 気	275,870	333,658	339,305
電 話	35,545	36,480	66,832
ガス・灯油	75,561	42,018	51,243
衛生費	0	19,740	9,240
修繕料	0	44,940	0
総会費用	19,236	3,935	144,956
寄贈費	60,000	50,000	40,000
研修費	87,700	0	0

イベント	0	219,674	182,765
冷泉館へ	250,000	740,000	800,000
備品	26,617	90,706	45,853
仮払金	0	50,000	30,000
水神社お礼	30,000	0	0
その他	77,560	66,715	56,858
計	4,112,067	5,241,618	5,629,942
収 支	561,256	458,789	594,335

畑冷泉館 決算収支状況

収 入	20年度	21年度	22年度
繰越金	88,693	25,777	155,141
入場料	1,217,800	869,650	1,486,450
雑収入	74,041	45,605	162,897
冷泉茶屋より	250,000	740,000	800,000
その他	0	13,571	70,750
利息	276	56	108
計	1,630,810	1,694,659	2,675,346
支 出	20年度	21年度	22年度
人件費	578,680	544,800	431,360
仕入	17,760	22,158	65,164
消耗品	23,258	3,098	46,098
電気使用量	407,876	457,070	447,136
灯油使用料	192,804	80,052	153,384
ガス使用量	0	0	0
電話使用料	36,447	29,422	28,704
受信料	24,500	29,000	15,500
衛生費	194,985	186,585	184,800
保全費	60,953	137,970	165,743
印刷費	0	0	0
設備費	0	0	52,500
調整費	0	0	0
冷泉茶屋へ	0	0	200,000
借入金返済	0	0	500,000
お礼	0	30,000	30,000
その他	67,770	19,363	36,500
計	1,605,033	1,539,518	2,356,889
収 支	25,777	155,141	318,457

施設の利用状況

冷泉茶屋 利用状況

収 入	20 年度	21 年度	22 年度
開館日数	122	122	121
売 上	3,256,722	3,336,761	4,033,167
1 日平均売上高	26,694	27,351	33,332

畑冷泉館 利用状況

収 入	20 年度	21 年度	22 年度
開館日数	64	62	61
大 人	3,719	2,765	4,760
小 人	386	183	410
年間利用者	4,105	2,948	5,170
1 日平均利用者数	64	48	85
回数券	4	0	3
売 上	1,217,800	869,650	1,486,450

6. 監査の結果

施設の管理全般について

豊前市畑冷泉観光施設指定管理者管理業務仕様書では、非常災害、事故等の緊急事態発生時に備えて具体的な対応マニュアルを作成し緊急時の連絡先等をあらかじめ市に報告することとなっているが、整備されていない。

施設の安全管理及び衛生管理については、福岡県公衆浴場法施行条例、福岡県食品衛生法施行条例及び消防法を遵守し、利用者の安心・安全に万全を期した施設管理にあたられるよう努められたい。また定期的な点検に努め、点検結果については、随時市に報告するよう改善されたい。

備品管理について

豊前市畑冷泉観光施設指定管理者管理業務仕様書では、「指定管理者は、市の所有に属する物品については、豊前市財務規則に基づき管理を行うものとする。また、指定管理者は同規則に定められた備品台帳を備えてその保管にかかる物品を整理し、購入及び廃棄等の異動について定期的に市に報告しなければならない。」とされているが、指定管理者が購入した備品について台帳の整備がされてなく、市への報告等がなされてなかったため、適正な備品管理を行うように改善されたい。

経理等について

業務仕様書において、経理規程を策定し経理業務を行うこととなっているが、施設の管理運営に係る事業収支の経理規程が整備されていない。決算書において一部わかりにくい処があり、経理について透明性を高める観点から経理規程を市と協議して作成されたい。